

## 長野県行政機構審議会（第1回）議事録

- 開催日時 平成25年6月5日（水）15時00分～
- 開催場所 県庁 3階 特別会議室
- 出席委員 伊藤委員 大石委員 大槻委員 岡田委員 織委員 加藤委員 腰原委員  
重委員 清水委員 中條委員 中村委員 山浦委員 山沢委員 山田委員
- 県出席者 阿部知事 関行政改革推進課長ほか

### 1 開 会

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから、第1回長野県行政機構審議会を開会いたします。私、当審議会の事務局を務めます県の総務部行政改革課の吉沢正と申します。会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の予定でございますが、おおむね5時終了を目途とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、本審議会の委員の委嘱について、ご報告申し上げます。本日お集まりの皆様をはじめまして、15名の方に本日付で行政機構審議会の委員を委嘱申し上げます。お手元に委嘱状を申し上げますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、開催に当たりまして、阿部知事からごあいさつを申し上げます。

### 2 知事あいさつ

（阿部知事）

皆様、こんにちは。各委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、今回、県の行政機構審議会委員をお引き受けいただき、ご就任いただきましたことをまずは御礼申し上げたいと思っております。

後ほど、ご審議いただきたい事項については事務局からご説明を申し上げたいと思っておりますが、長野県は新しくこの4月から「しあわせ信州創造プラン」新総合5か年計画をスタートさせていただいているところであります。今回の計画は、是非、県民の皆さんと目標を共有して、県民の皆さんと一緒に、協働して、力を合わせて実現していく計画にしたいということを、常々申し上げてきているところであります。まだまだ県民の皆さんに浸透するには少し時間が必要かなと思っておりますが、しっかり県民の皆さんと一緒に実現できる計画にしていきたいと考えております。

他方で、翻って、県の組織についても、新しく「しあわせ信州創造プラン」を作って、目標を掲げているわけでありませうけれども、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」という

ことを基本目標として、5つのめざす姿、そして当面の政策推進の基本方針ということで定めていますが、そうしたこのプランを推進していくにふさわしい、適合した形の組織にしていくということが必要だと思っておりますし、また時代も非常に大きく変化をしてくれています。県民の皆様方の県に対する期待、ニーズも色々変化をしてくれているわけでありますので、そうした県民の思いにもしっかりと対応できる組織にしていく必要があると考えています。

また、加えて、私としてはやはり行政のあり方、とりわけ県という組織、国では道州制という議論も出てきているわけでありますけれども、将来に向けて、県という組織がどう県民のための組織として存続させていくことが望ましいのかということ考えた時に、私はやはり新しく価値をつくっていく、あるいは価値を県民がつくることを促進していくことを支援していく、そういうことも必要なのではないかと。従来、非常に旧来型の行政モデルでいけば、国が企画立案をして、県が補助金をもらってきて、市町村とか県民に配分するということが、非常に昔ながらのステレオタイプの国・県・市町村モデルでいけば、かつては言われていたわけですがけれども、私はこれから将来に向けては、地域の様々な人々の営みを結びつけて新しい価値を創造する、あるいは長野県の持っている様々な資源をコーディネートして新しい価値をつくっていく、そういうことが県に強く求められるようになってきているのではないかと考えています。そうした問題意識も持つ中で、やはり県の組織のあり方が時代に適合しているのかということ考えた時に、様々な課題も正直あると考えています。

是非、皆様方におかれましては、これからの長野県の、今回は主として本庁組織を中心に議論いただくわけでありますけれども、県民の期待に応じて、県民の皆さんの思いに寄り添ってニーズに応えられる、そういう県の組織はいかにあるべきかについて、是非、ご意見を頂戴して方向性をまとめていただければ大変ありがたいと想っているところでございます。是非、活発なご意見をいただく中で、大所高所から方向づけをしていただきまますことを心からお願いを申し上げます、私の冒頭のあいさつとさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、1回目の審議会ということで、大変恐縮ですがけれども、委員の皆様より自己紹介をお願いできればと思います。お配りをさせていただきました資料の3枚目に名簿をつけさせていただいてございます。そちらの名簿の順に沿いまして、伊藤委員様から、恐縮ですが、自己紹介をお願いいたします。

(伊藤委員)

皆さん、こんにちは。伊藤喜平でございます。町村会の副会長という立場で出席させていただきました。今、下條村というところでございまして、長野県の南端でございます。

ここまで来るのにノンストップで2時間25分かかるところでございまして、そんなところに住んでおる者でございます。これからもよろしくご指導いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(大石委員)

有限会社わが家の大石ひとみと申します。私が住んでいるところは上伊那郡宮田村という、人口9,300人の村です。そこで私は、介護・福祉の仕事、宅幼老所を3カ所経営し、今年度、つぶれたスーパーを改築しまして、福祉と商業の融合ということで着手をし始めているところであります。何分、行政というところ、言葉を聞いただけで、うーんと考えてはしまひますが、何かお役に立てることがあればと思ひまして公募させていただきました。よろしくお願ひします。

(大槻委員)

長野県農業協同組合中央会会長の大槻憲雄と申します。私どもは協同組合組織でありますので、そんな中で、今回、出席をさせていただいたわけではありますが、ひとつよろしくお願ひ申し上げて自己紹介にかえさせていただきますと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(岡田委員)

皆さん、こんにちは。長野県医師会の副会長の岡田でございます。日頃、県の健康福祉部と非常に関連がございまして、色々話をしているところでございます。今、医療や介護、色々な面で連携が必要になってきましたので、これから率先して色々なことで勉強させて頂きたいと思ひています。どうぞよろしくお願ひいたします。

(織委員)

弁護士の織英子でございます。上田市に法律事務所を、長野市に自宅を構えております。弁護士になって14年、県内で活動してまいりました。どの程度、価値のある発言をこの審議会のできるのか、自分でも自信がないですが、微力ながら積極的に参加してまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(加藤委員)

長野県商工会議所連合会会長をしております長野商工会議所会頭の加藤でございます。会社は本久という会社をやっております。私の家は、下條村の伊藤村長さんと違ひまして、5分もかからないところです。非常に一番近いわけでありまして。よろしくお願ひします。

(腰原委員)

長野県社会福祉協議会の会長を務めております腰原愛正と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。それぞれご住所のお話が出ました。私は大町に住んでおります。今、アルプスは雪形が生まれて素晴らしい季節を迎えております。都会には、学生時代や会社勤めもしたこともございますが、私は今でも、会社をやめて事情があって家業を引き継ぐということで家へ帰ってきて、一晩寝て起きて、窓を開けて北アルプスを見たときに、ああ、俺は良いところへ帰ってきたなと、今でもその思いを忘れておりません。良い季節を迎えておりますが、これからしっかりと自然を満喫したいなとそんなふうにも思っております。

前、副知事を務めさせていただいております、この行政機構の問題につきましては、ちょうど社会部と衛生部を健康福祉部にしたわけでございますが、かなり大きな組織になっておりまして、今、私も立場上、健康福祉部の皆さんとはつき合わせていただいておりますけれども、かなり大きくなったなという気はいたしておりますが、それでも先般発表されましたように、長野県は男女とも長寿ナンバーワンで、大変誇るべきことではないかと、私は、これはもう大いに誇って良いのではないかとこの具合に思っているわけでございますが、うまく部が機能しているのかなと、そんなふうにも思っております。

また、建設部になりましたけれども、土木部と住宅部が一緒になったんですけれども、これは非常に良かったのではないかと、今、そんな思いがいたしております。また、ちょうど任期中に観光部を創設したわけでございますが、時宜に合った良い組織になったのではないかと思っております。長くなりました。どうぞよろしくお願いいいたします。

#### (重委員)

こんにちは。消費者団体連絡協議会という、皆さん、もしかする初めてお聞きになったかもしれないですけども、そこで副会長をしております重と申します。この連絡会は、労働組合の方たちや、それから女性団体で活動しておられる団体の皆さん、それから消費者である生活協同組合のメンバーなどが集まってつくっている会です。こうやって名簿を見させていただくと、私がこの場にいるというのが何だか不思議な位なそうそうたるメンバーで、私ができることと言えば、本当に何の知識も持たない、一消費者の立場から何か申し上げることがあるのかなという感想を、今、持っております。お役に立てるかどうかわかりませんが、一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

#### (清水委員)

こんにちは。私、つい自分の名前を清水久美子と言うときに、JAとつけてしまいそうなんですけれども、昨年の12月まですぐ近くのJAビルの中に5年間ほどいまして、それ前は医療の現場にずっと、現場一筋で43年位、助産師、看護師、色々してきたんですけども、今は大学で同じ仲間の養成に関わっております。住んでいるところはすぐ近くの篠ノ井なんですけれども、平成12年からずっと、介護認定審査会の二次判定委員も岡田先生

たちと一緒にずっとやらせていただいています、65歳ぴったりのときには介護手帳も送られてきて、それも貰い終わった団塊の世代の真ただ中ですので、少しは何か人の役に立つことをしておかないと、また皆さんの色々な話を聞いておかないと、うまく自分が2025年に向かって歩めないんじゃないかというところで参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

(中條委員)

皆さん、こんにちは。一般社団法人長野県連合婦人会の中條智子と申します。よろしくお願いいたします。私たち婦人会も、県を網羅していた時代からだんだん組織が少なくなってしまっていて、組織で動くという時代ではないのかなと思いつつ、でも長野県の官民が一体となって、やはり美しい長野県を維持していけるように一生懸命頑張っていきたいなと思います。私たちがどのように民の立場から一緒になってお仕事ができるかなということを探りながら、ここに参加しながら、一生懸命、皆さんとご一緒にお仕事してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(中村委員)

皆さん、こんにちは。連合長野から選出されました中村雅代と申します。自治体の職員ですので、こういった行政組織のあり方が、県民の方々にとってどうしたら使い勝手がいいのかと、そういう意見集約の立場だったら意見も言えるのかなと思いますが、組織としてこうしていくべきではないかと、こちら側に立って言うのはなかなか難しいと思いますが、頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(山浦委員)

長野県経営者協会の山浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私も経営者協会というところ、銀行にいるわけですが、銀行の中の組織改正を何回かやってきたんですけど、なかなか、非常に難しい課題だろうなと覚悟しておるわけですが、いずれにしましても微力ながら何とか頑張って、私なりにご意見を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

(山沢委員)

こんにちは、信州大学の山沢でございます。長野県に次いで、官僚ではないですけど、大きな組織の責任者をやっていますが、全く私どもの組織はだめでございます、そういう人間がどうしてこういう立派な行政機構を持っているところの審議会に出なければいけないのかなというのは、非常に疑問に思っているところでございます。能力がないという意味でございます。ただ、県の総合5か年計画を定めるに当たってもお手伝いをしたので、その続きで責任を取れということなのかなと思っているんですけど、非常に難しい問題で

ございますけど、一生懸命考えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

(山田委員)

最後になりました。長野県NPOセンターの代表理事をしております山田千代子です。よろしくお願いいたします。先ほど名刺交換をする折に山沢先生の方から、どんな仕事ですかと聞かれまして、本当にNPOというのは、色々な仕事をしている団体でございます。私のセンターは、認証第1号、長野県のNPO第1号ということで、こういう席に出させていただいていると存じます。県内、今現在、900余のNPO団体がそれぞれに特徴を持って活動されております。昨年度は、非常に財政的に弱い基盤ということで、県のご協力も得まして、「みらい基金」という財政基盤を強化するためのNPO法人を立ち上げました。そういうことで、また、皆様方にはまた色々お世話になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

(事務局)

どうもありがとうございました。なお、名簿にございます菅谷委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

次に、今ご覧いただいております名簿の裏面に、県の行政機構審議会条例第7条の規定に基づきまして、本審議会に置く専門委員の名簿を記載させていただいております。専門委員の皆様には、基本的には本審議会とは別に、県の行政機構のあり方につきまして、専門的な視点からご意見等いただきまして、その検討内容等につきましては、事務局で取りまとめの上、必要に応じ本審議会に報告をさせていただくこととしたいと考えておりますので、ご承知いただきたいと思います。

続きまして県側の出席者を紹介申し上げます。阿部知事のほか、事務局を担当いたします総務部の関行政改革課長です。

(関行政改革課長)

よろしくお願いします。

(事務局)

それからこちらの方の席に、事務局の行政改革課の担当職員がおりますので、よろしくお願いいたします。

### 3 議 事

#### (1) 会長の選出について

(事務局)

それでは続きまして、審議会の会長の選出をお願いしたいと思います。本審議会の会長につきましては、条例第5条の規定によりまして、委員の皆様の互選により選出することとされております。この会長の選出につきまして、ご意見のある委員さんがいらっしゃいましたら、ご発言をお願いしたいと思います。加藤委員、お願いいたします。

(加藤委員)

先ほどお話ししました長野県商工会議所連合会会長の加藤でございます。先ほど知事さんから、この新5か年計画に対する非常に大変強い思いが語られたわけでございます。これを作られたのが、先ほど責任を取るとおっしゃった山沢先生でございます。最後まで責任を取っていただいて、この会長を是非お引き受けいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

(拍手)

(事務局)

ただいま加藤委員から、山沢委員を会長にお願いしたらいかがかというご提案をいただきましたが、皆様、いかがでございましょうか、よろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは山沢委員さんには、会長をお願いするということで、よろしくお願ひしたいと思います。それでは山沢委員、お手数ですが、会長の席にご移動をお願いしたいと思います。

それでは山沢会長から一言ごあいさつをいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(山沢会長)

山沢でございます。ご推薦をいただきまして、これは引き受けざるを得ないということだと思いますので、引き受けさせていただきます。ただ、責任を取ると言ったのではなく、取れと言われていたということでございまして、取るのは皆さん一緒でございますので、よろしくお願ひを申し上げます。ちょっと座らせてお話をさせていただきます。

ただいま阿部知事から、この県の総合5か年計画に盛り込まれた考え方、県の非常に熱い思い、それを実現する組織としても、長野県の現在の行政組織というのをきちっと変えていきたいというお話でございまして、確かに県民と行政である県庁とが目標を一にして、そして県民の思いにきちっと対応していくという、そういう思いでこの5か年計画も作った経緯があると記憶しているところでございます。その思いを実現する組織ということでございますけど、非常に難しいのではないかと考えております。

これは先ほどちょっと申し上げましたけど、本学も1,000人超の、教職員全部ですと2,000

人近いんですけど、ご存じのように大学の教員というのはみんな違うところを向いていますので、組織としてきちっと動かす、それをある程度事務的にも支援していく事務スタッフとなりますと、もう気が狂いそうなぐらい大変になりますが、そこを、今、少しずつ変えていかなければいけないという思いでやっているところで、とても長野県にまでは手が回らないで、自分のところで精いっぱいなところが正直なところなんですけど、そうもいきませんので、きちんとやっていきたいとは思っています。

一つ考えておりますのは、最近のこういう行政も含めて、職員というのは、先ほど知事はコーディネート機能という、そういう能力がかなり必要だということをおっしゃっていましたが、全くそのとおりでございます。ただ、これだけの計画、そして非常に大きな実務量を持っているわけございまして、やはりその実務をきちっとこなす能力、実行力も必要と、さらに最近、その上に企画ということも出てございまして、やはり企画・実行・コーディネートと、この3つの機能をどのような形で、ある組織の中に振り当てて、主体をどこに置いていくのかという考え方が要るのかなと、最近、自分のところの事務組織を見ていて思うようなところもございまして。

大学として扱う業務というのは非常に簡単でございますから、この県の幅広く深い業務に対して、そのまますぐ適用はできないとは思いますが、せっかく作りました総合5か年計画の16ページにあるような5つの大きな思いが実現できるということも、非常に大きな目標とした行政機構の刷新というようなこともお考えいただくとありがたいと思っております。全く力はございませんので、何とぞ叱咤激励して、皆様のお力にすぎた形で良い案をまとめればと思っております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、会長代理の選出をお願いしたいと思います。会長代理につきましては、条例の規定によりまして、あらかじめ会長が指名するということとなっております。それでは山沢会長より指名をお願いいたします。

(山沢会長)

私より偉い人に代理をお願いするというのは、本当に心苦しいですが、やはり経営者協会の会長さんを務められて、八十二銀行の頭取として、組織運営にももちろん十分な経験をお持ちで、そして将来に向けても高い知見をお持ちでございますので、山浦委員に是非代理をお願いしたいと、代理というより、本当は会長の方が良いのではないかと思います。代理をお願いしたいと思います。

(拍手)



(山浦委員)

先ほども言った微力しかないのですが、私も大体、銀行の中で組織改正をやると、不都合が生じてうまくいかないわけではありますが、その経験に基づいてもっとうまくいくように補佐をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、山浦委員に会長代理をお願いしたいと思います。

(2) 諮問

(事務局)

続きまして、審議会条例に基づきまして、知事から本審議会への諮問を行います。

(阿部知事)

それでは、諮問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(県の行政機構のあり方について諮問)

以上です。よろしくお願ひいたします。

(山沢会長)

真剣にお受けいたします。

(阿部知事)

よろしくお願ひいたします。

(拍 手)

(事務局)

ただいま諮問をさせていただきました。なお、阿部知事におきましては、所用のため、ここで退席をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(阿部知事)

すみません、諮問だけさせていただいて出てしまうのは大変申しわけありませんが、また皆さんの議論をしっかり聞かせていただきたいと思ひますし、また何回か会議がありま

すので、私もまた一緒に皆さんと議論する場をつくらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ではちょっとこれで失礼いたします。ありがとうございました。

(事務局)

これ以降の議事につきましては、審議会条例に基づきまして、山沢会長にお願いをしたいと思います。1点、お願いでございますが、それぞれご発言される場合には、マイクが席に備えつけになっておりますので、そちらをご使用いただきますようお願いしたいと思います。それから気温も大分高くなってきておりますので、上着をお取りいただいて、適宜お願いできればということでもよろしくようお願いいたします。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

(3) 長野県総合5か年計画等について

(山沢会長)

それでは、これより私が議事を進行させていただきます。実りの多い審議となりますように、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、本行政機構審議会の会議の公開に関してでございますけれど、事前に委員の皆様にご連絡させていただいておりますけれど、公開により行うということにいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

また、本委員会における発言につきましては、県のホームページ上で公開を予定しておりますので、これもご承知おきのこと、よろしくお願い申し上げます。

それでは審議に入ります。お手元に配付しておりますように、本審議会に対する諮問事項は、ただいま阿部知事にお読みいただきましたけれど、「県の行政機構のあり方について」でございます。会議次第に沿って、事務局から提出されております資料を、順次、説明していただくこととなります。まず、議事の(3)の長野県総合5か年計画等について、説明をお願いいたします。

(関行政改革課長)

それでは、事務局の行政改革課長の関でございますが、私から説明をさせていただきます。長くなりますので、着座のままをお許しいただければと思います。それでは、最初に資料の確認をお願いしたいと思います。事前に各委員の皆様には資料を送付させていただいておりますが、資料1の関係が県の5か年計画の概要と、今日、お手元に厚い白い冊子を置かせていただきましたが、計画の本体であります。また、資料2が長野県の行政・財政改革方針の概要をお送りしておりますが、今日、その本体を机の上に置かせていただき

ました。それから資料3が行政機構審議会の審議日程等についてであります。それから資料4の長野県の行政組織等の現状についてと、資料5が同様にその課題についてということになります。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、まず、県の5か年計画、資料1と資料2の概要に基づきまして説明をさせていただきます。このパンフレット、カラフルな方ですが、資料1と記載をさせていただいております。これが、先程来、知事からも申し上げておりますが、県の総合5か年計画ということで、「しあわせ信州創造プラン」と呼んでおりますが、これが平成23年の1月に総合計画審議会へ諮問させていただき、今年の3月、その答申に基づきまして、県議会の議決を経て、県として策定をさせていただきました計画であります。

4ページをお開きいただきたいと思います。はじめにというところがございますが、この右側に現状認識ということで、到来した人口減少社会ですとか、成熟した経済といった、こういった時代の潮流を踏まえまして、左側に戻りますが、1番の計画策定の趣旨については、時代のこうした大きな転換点に立っている中で、この計画によりまして、長野県の将来像を県民の皆様と共有し、一緒につくり上げるための方向性や方策を明らかにしたものであります。

それから2点目の計画の性格であります。直面する課題に向き合って、長野県の将来像をめざして確かな一歩を踏み出す県政運営の基本となる総合計画となっております。計画の期間、3番につきましては、平成25年度、今年度から29年度までの5か年間となっております。

それではちょっと飛びまして、6ページをご覧くださいと思います。第2編、長期的な視点に立った長野県の将来像のページでございます。左側真ん中、第2章、基本目標とありますけれども、県としての基本的な目標を、県民みんなで心一つにして県づくりに取り組むための目標としまして、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を基本目標として掲げております。

この基本目標のもとに、7ページ、右側になりますが、第3章、私たちがめざす「未来の信州」の姿というのをまとめております。これは、おおむね20年後に私たちが次の世代に引き継ぎたい5つの長野県の姿を明らかにしたものでありまして、この5つ、山のようになっていますが、緑の部分で申し上げますと、世界に貢献する信州ということで、主に産業等で世界に貢献する信州を築いていこうというものであります。2つ目は「豊かなライフスタイルを実現する信州」ということで、暮らしに着目をして、こういった信州をつくっていききたいということでまとめております。3つ目、真ん中になりますが、誰にでも居場所と出番がある信州ということで、県民一人ひとりに着目をした信州の姿を描いております。それから4点目は健康長寿世界一の信州、それから5点目が、右側にありますが、一人ひとりの力を引き出す教育県信州ということで、それぞれ、先ほどから話が出ておりますような健康長寿ですとか、教育県の信州というめざす姿を明らかにしたものであります。

それでは8ページ目をご覧いただきたいと思います。こういった20年後の姿を見据えながら、今後5年間の政策推進の基本方針をまとめております。以下に掲げます幾つかの政策に県行政と県民の英知を結集し、「県民参加と協働」を、政策を進める際の基本姿勢としております。以下、方針1、2、3、発信ということで4点に分けておりますが、1つ目は「貢献」と「自立」の経済構造への転換ということで、次世代産業の創出ですとか、農山村産業クラスターの形成、こういった、後ほど9ページから出てまいります、プロジェクトを掲げ、そのプロジェクトをこういった基本方針のもとで進めていくこととしております。方針の第2は、豊かさが実感できる暮らしの実現ということで、健康づくりと医療の充実ですとか、雇用と社会参加の促進、それから誇りある暮らしの実現、こういったことをプロジェクトで行っていくこととしております。方針の3は、「人」と「知」の基盤づくりであります。信州での活動人口を増加させる、それから人材の育成ということで、教育再生を行っていく、こういったことをプロジェクトにつなげているものであります。また発信では「信州」の価値向上と発信ということで、信州ブランドの確立をめざすものであります。

こういったプロジェクトについて、9ページから順次記載をしておりますが、ちょっと飛びまして24ページをご覧いただきたいと思います。先ほど9つのプロジェクトを申し上げましたけれども、そのほか全ての施策を、県民の暮らしに即して7つの分野に整理をして体系化をしております。この体系につきましては、24ページの第1章産業・雇用から始まりまして、26ページ、第2章地域づくり、それから27ページ、第3章環境、28ページ、安全、29ページ、社会基盤、そして30ページの健康福祉と32ページの教育・子育てということで、7つの柱に全ての施策の整理をし、体系化した上で、施策を進めていくこととしております。

また34ページには、各地域がめざす方向とその方策ということで、県下、10の広域の地域ごとに、それぞれ、こういった方向をめざすのかという点を整理しております。

最終、36ページになりますが、計画を推進するための基本姿勢としまして、行政・財政改革の推進、市町村との協働など含めまして、今後の計画推進体制の整理を行っているものであります。以上が県の「しあわせ信州創造プラン」の大まかな概要であります。

もう1点、今回、ご議論いただく際の前提としてご説明をさせていただきたいと思いますが、資料2をご覧いただきたいと思います。県の行政・財政改革方針であります。これは昨年3月に県として取りまとめたものでありまして、まず長野県行政経営理念を定めておりますが、これは、この指針に基づきまして県政を運営していくに当たり、前提となる職員の基本的な認識を統一したものであります。

ここに記載してございますが、これまで当たり前のこととしてあまり明確に意識をしてこなかった、我々県職員の組織としてのミッション、それからビジョン、バリューということで整理をさせていただいております。この下に記載がございまして、ビジョン、めざす姿としては、県民に信頼され、期待に応えられる県行政をめざすこと、また、職員が高

い志と仕事への情熱を持って活躍できる県組織をめざすという2点をビジョンとして掲げております。

また、バリューと言っておりますが、行動の指針であります。7点、記載をしておりますが、さまざまな組織との協働ですとか、成果を上げることへのこだわり、それから変化を恐れず挑戦するなど、幾つかの、県職員としての行動の指針を取りまとめ、こういった行政経営理念に基づいて、現在、行政の運営を行っているところであります。

それではこの中身になりますが、第1は新たな行政改革・財政改革の取組ということで、必要性の記載をしておりますが、推進期間につきましては、昨年度、24年度からの5年間になっています。

具体的な取組内容が第2として掲げております。この左上にございますように、取組としては5つの柱を掲げております。1つは県民参加と協働の推進、2つ目は人材マネジメントの改革、3点目が行政経営システムの改革、4点目が財政構造の改革、5点目が地方分権の改革であります。2ページから順次記載をしておりますが、特に当審議会との関係で申し上げますと、4ページをご覧いただきたいと思っております。

4ページの中ほどより下にございますが、県組織の見直しということでもあります。この方針の中でも、行政需要の変化、そして、今回、策定をいたしました新たな5か年計画の推進を踏まえて、適時適切な見直しを行うこととしております。こういった流れの中で、今回、諮問をさせていただいている状況であります。

また、5ページ右上をご覧いただきたいと思っております。行政改革の中では、定員の適正化というのも一つの大きな柱となっております。記載のように、県政課題に的確に対応したメリハリのある職員配置を行うこととしております。この箱の中に年次別定員適正化計画がございます。平成23年4月現在の一般行政部門、知事部局ですとか、各種委員会がございます。このほか、県下の小中高校の教員を含める教育部門、それから警察の職員、警察部門を含めまして、県としての給与負担をしております。この23年4月1日現在の職員数が27,293人です。

これは、過去においては平成5年がピークでありまして、当時31,376人の職員がおりまして、平成5年から23年までの間でおおよそ13%の減少をさせております。ただその間、当然、必要な小学校等の30人規模学級の実現ですとか、警察職員の増員等行いながら、特に行政部門での職員削減等も行ってきたところでありますが、この24年からの5年間では、27,293人を1,367人減員し、大体全体の5%に相当するスリム化の計画を定めております。こういったスリム化を行いつつも、必要な行政サービスが提供できるように、そういった県組織を今後も考えていきたいと思っております。

それから、あと財政構造改革等、財政面の話がありますが、6ページをご覧いただきたいと思っております。こういった人件費の縮減も含めまして、歳入・歳出の取組を行うこととしておりまして、6ページの右下に基金残高で改革の状況を示していますが、何も改革をしなければ、平成23年度末にある基金が底をついてしまうという状況であります。改革方

針に基づき追加的な収支改善も行えば、何とか財政運営を行っていくという見通しを立てております。こういった中でもスリムな行政というのが求められていることをご理解をいただければと思っております。

以上、「しあわせ信州創造プラン」、「行政・財政改革方針」について、簡単ではありますが説明をさせていただきました。

(山沢会長)

ただいまのご説明の資料1と2に関して、ご質問ございましたら、どうぞ。この資料2の4ページの5の県組織の見直しの、本庁組織の見直しというのが、多分、本委員会のメインのテーマということになるわけですけど、この中、文章が入っていて何もありませんけど、これは特にここはこうだというような資料はなくて、文章だけですか。

(関行政改革課長)

県の組織の見直しにつきましては、基本的な考え方というのをここでは整理をしておりますが、具体的にどうするというのは、今回の審議会に諮問して、お願いをしている状況でありますので、これについて、今回、具体的なご検討をお願いしたいということになります。

(山沢会長)

わかりました。皆さんの方で質問ございますか。資料が大分出ていますから、もう少し進めて、振り返ってご質問ということもありということで、次に進ませていただきます。

#### (4) 行政機構審議会の審議日程等について

(山沢会長)

次は、資料3でございますけど、行政機構審議会の審議日程を説明してもらいます。お願いします。

(関行政改革課長)

それでは続きまして、資料3で、行政機構審議会、当審議会にお願いをしています審議の日程について、概略を申し上げたいと思います。左側が行政機構審議会の日程を記載しておりまして、右側に県議会との関係、また県庁内での検討を簡単にまとめさせていただいております。

本日、6月5日に第1回の行政機構審議会をお願いしておりまして、先ほど知事から会長さんに諮問させていただいたところではありますが、県庁の中では、5月24日に、行政・

財政改革推進本部という行政・財政改革を進めていく知事をトップといたします県の組織がございます。この行政・財政改革推進本部で、後ほど申し上げますが、論点の案等の検討をさせていただいております。県の組織の話でもありますので、県の中での議論を並行的に、庁内検討をさせていただきたいと思っております。当審議会関係では、7月31日に第2回の行政機構審議会をお願いしております。本日のご議論を踏まえて、今後の組織改正に当たってのメリット・デメリットのような形で整理をしたり、また、今日、お話しいただいた中で、追加の資料等の提出をさせていただきご議論をいただきたいと思っております。

そして、そういった議論を踏まえて、9月の上旬ごろ、また後ほど詳細日程を申し上げますが、第3回の審議会をお開きいただき、その場で一定程度の方向性をご議論いただきたいと思っております。その部局の再編等の議論を踏まえて、パブリックコメント、県民の皆さんのご意見等をお聞きした上で、10月下旬に第4回の行政機構審議会を開催をしていただき、答申をいただければと現時点では思っております。

また、この間、先ほどご説明を申し上げましたが、専門委員の皆さんにお願いをしております。それぞれ専門的な分野でのご検討をいただき、私ども、それを踏まえて、事務局資料として当審議会に、今後、諮っていききたいと思っております。

最終的には、10月下旬の答申を踏まえまして、行政・財政改革推進本部で県としての組織改正の案を決定し、11月に予定されております県議会で、組織条例の改正が必要となってくるものについては、この審議会の結果を踏まえて県議会でご議論をいただき、その議決を経た上で、平成26年4月から組織改正を実施していけるように準備を整えていきたいと思っております。大きな流れとしてはこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

(山沢会長)

ただいまご説明の審議日程でございますけど、ご質問等ございましたら、どうぞ。なかなかタイトになってはいますが、こういう予定だそうでございますので、よろしく願いします。

#### (5) 長野県の行政組織等の現状と課題について

(山沢会長)

それでは、一番のポイントになります議事の5番目でございますけれど、長野県の行政組織の現状と課題、これについて、資料4と5を用いてしっかりご説明いただくということになります。よろしく願いします。

(関行政改革課長)

それでは資料4と5の説明をさせていただければと思います。まず資料4で、長野県の行政組織等の現状について、説明をさせていただければと思います。長野県の組織について、部局ごとにどういった業務を行っているかを整理させていただいております。

お聞きいただいた1ページ目に知事部局というのがありますが、知事部局というのは、危機管理部以下10の部で構成されておまして、次の2ページ目の建設部までの各部になっております。それから会計管理者のもとに会計局というものがございまして、このほか、それぞれ任命権者が別におりますが、企業局、議会事務局、教育委員会事務局、あと選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会という構成になっております。

お戻りいただいて1ページ目で、知事部局の状況からご説明をさせていただきたいと思っております。1つ目は危機管理部ということで、2つの課、消防課と危機管理防災課で構成をされております。この危機管理部については、本庁の職員が定数上で26人、それから現地機関で16人、合計42人で構成をされております。課室で言いますと、先ほど申し上げた消防課で13人、危機管理防災課13人で構成をしておまして、主な業務内容といたしましては、消防ですとか危機管理、それから防災対策といった業務を担っております。現地機関としては、県内の消防の職員の養成を行う消防学校ですとか、それから消防防災航空センターでヘリコプターの運用等をしております。こういった形で、主な業務内容と現地機関のところ、それぞれ内容を整理させていただいております。

次の企画部については7課5室で構成をしておまして、150人の定員であります。企画課では総合計画の策定や各種の調整、土地対策室では土地利用の企画調整、交通政策課、新幹線・在来線企画室、リニア推進振興室では、生活交通の確保や松本空港の運用、新幹線の整備促進、中央新幹線、リニアの調整を行っております。情報統計課、情報システム推進室では、県の情報化の推進や統計調査を行っております。

ここまでの企画部の中でも主に企画的な部分を担っているところでありまして、人権・男女共同参画課以下は県民生活にかかわる部分を行っております。人権・男女共同参画課では、人権尊重・男女共同参画、それから生活文化課、消費生活室では、芸術文化の振興、交通安全、消費者施策、こういったものを行っております。県民協働・NPO課では、県民との協働の推進やNPOの支援、次世代サポート課では、子ども・若者の育成支援、こういったことを行っております。

それから3つ目の部になりますが、総務部、11課3室で構成をしております。大きな部で687人の現地機関を合わせた職員数になります。秘書課、人事課のほか、職員の福利厚生を行う職員課、それから予算案の編成を行う財政課、財産活用課は財産の管理のほか、財産の効果的な活用を行っております。税務課、県税徴収対策室では、県税の賦課徴収を行っており、特に現地機関に多くの職員がございまして。広報県民課は、県の行政の広報・広聴を行っておりますし、情報公開・私学課では、公文書の公開や私立学校の運営支援を行っております。また、県立大学の設立準備室で、現在、県立大学の設立準備の事務を進めております。このほか市町村課では、市町村の行財政・税制等の連絡調整のほか、地域振



興の一部を担っております。私ども行政改革課では、行政改革の推進、それから地方分権推進室で分権や道州制の議論等を行っております。このほか総務事務課では、職員の各種手当の決定等の事務を行っております。

それから健康福祉部では8課4室であります。取りまとめを行う健康福祉政策課、それから県立病院、独立行政法人になっておりますが、その連携を行う部分のほか、医療推進課で医療計画等の策定、このほか地域福祉、福祉人材の育成等を行っておりますし、福祉監査の部分では社会福祉法人・施設の指導、監査を行っております。健康長寿課では、高齢者福祉のほか、健康増進、それから感染症対策、こういったものを行っております。それから障害者支援、こども・家庭の児童福祉、食品衛生・生活衛生、医薬品その他の薬事などの、主に健康や福祉にかかわる部分を健康福祉部で行っております。

環境部では7課で構成をしておりますが、環境政策全般の統括のほか、地球温暖化対策、それから水環境の保全ということで、水大気環境課では、いわゆる水関係、それから大気関係を行っております。生活排水課では、流域公共下水道、農業集落排水、浄化槽と下水道関連のものを一括して行っております。それから自然環境の保全、廃棄物の対策の推進、監視、こういったことを行っております。

商工労働部では5課1室であります。主にもものづくり関係の、商工業関係の取りまとめのほか、中小企業支援、産業技術の開発支援、このほか人材育成関係で職業能力開発ですとか、労働者福祉、雇用対策を行っております。

2ページ目をご覧くださいと、観光部が4課2室であります。観光企画のほか、信州ブランドの推進、観光の振興・宣伝、国際観光、県外からの移住、それから国際交流、旅券、こういった事務を行っております。

農政部については5課1室であります。農業政策の取りまとめのほか、農畜産物のマーケティング、農業技術の改良普及、園芸作物・畜産・きのこの振興、土地改良事業、農業の担い手育成、農業経営基盤の強化といった、主に農業関係の業務を行っております。

林務部につきましては3課2室になりますが、森林政策の取りまとめのほか、信州の木の振興や、木材産業、県産材の供給体制、保安林、治山、造林といった山づくりの部分、それから特に、最近、問題になっております野生鳥獣の被害対策を行っております。

建設部につきましては9課1室であります。建設政策の取りまとめのほか、公共事業の入札・契約、道路の管理、新しい道路の建設、それから河川、水防、ダム、砂防、地滑り、都市計画、土地区画整理、このほか住宅関連になりますと、県営住宅の建設・管理、建築工事の指導や開発規制、都市計画、このほか施設課では県の施設についての全般的な設計・施工管理を行っております。

それから会計局は2課ありますが、現金の出納、支出審査のほか、工事検査などを行っております。

企業局につきましては、現在、電気事業、発電関係と、それから水道事業ということで、用水供給、末端給水を一部で行っております。

それ以外、議会事務局では議会運営にかかわること、教育委員会事務局では教育総務課のほか、義務教育、小中学校の施設整備や人事、高校教育では県立高校の設置・管理のほか、教員の採用等を行っております。特別支援教育課では、特別支援学校の運営等を行っております。教学指導課では、公立校での教育課程の編成等を行っております。文化財・生涯学習課では、生涯学習の振興と文化財の保護を行っております。保健厚生課は、児童・生徒の保健・給食・安全、あと教職員の福利厚生を行っております。スポーツ課では、学校体育と競技スポーツを含めた生涯スポーツの振興を所管しております。

以上であります。知事部局だけで申し上げますと、10の部の中に61課19室、合計80課室となっております。

それから資料の3ページ・4ページ・5ページは、ただいま申し上げました長野県の組織を機構図に記載したものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

7ページ目をご覧くださいと思います。今回、ご議論いただきます長野県組織の部分であります。これまでの変遷を部局ごとに整理をしたものであります。まず危機管理部につきましては、平成13年6月に立ち上げをいたしました。当初、危機管理室という呼称を使っておりましたが、その後、危機管理局を経て、平成20年の前回の組織改正の段階から危機管理部という部を設置しております。

それから企画部については、県行政の企画調整機能の強化ということから、昭和54年に企画局を立ち上げましたが、その後、前回の組織改正、20年4月に企画調整業務に加えて県民生活・文化部門を加えて、企画部としました。

総務部につきましては、自治法施行の際の昭和22年5月から同じような形で、中に構成する課は変わっておりますが、部として存続をしております。

健康福祉部については、それぞれ社会部と衛生部という福祉関係、医療関係の2つの部を、前回、20年の行政改革の際、統合して健康福祉部門を一体的に推進するというご決定をいただき、一定の準備期間を置いて、22年4月から現行の健康福祉部としております。

環境部につきましては、昭和46年当時、社会経済の発展に伴って、公害対策ですとか消費者保護、こういった課題に応えるということから生活環境部を設置しておりましたが、前回の改正で、20年4月から、県民生活・文化部門を企画部に移管し、環境に特化するということで、環境部として立ち上げたところであります。

商工労働部につきましては、昭和26年から、工業関係、それから中小企業関係を中心に商工部として組織しておりましたが、20年4月に、社会部で行っていた労働者福祉の施策を移管し、労働行政と商工行政を一体的に推進するというご決定をいただき、20年4月から立ち上げたところであります。

観光部につきましては、県の主要産業であるという位置づけで、観光の振興を特に図る必要があるということから、平成19年4月に部として立ち上げを行い、その後、課の充実を行って現在に至っております。

農政部については、昭和31年、農地經濟部として発足をし、現在の農政部に改称をして現在に至っております。

林務部については、全国有数の山林県であるということから、昭和22年に立ち上げをし、現在の名称、林務部に改称し現在に至っております。

建設部については、昭和8年という古い時代からの土木部に、住宅行政を行う住宅部を、平成20年の前回の組織改正で、都市計画行政を一体的に推進する必要があるということから統合し、建設部として現在に至っております。

会計局につきましては、昭和22年6月から、名称は部から局になっておりますが、現在に至っております。

戦後、現在の組織の成り立ちができ上がったところを、前回、平成20年の段階で現行の形にはほぼ近い組織に改正し、現在に至っております。それから来年4月ですと6年が経とうとしているところであります。

9ページから行政改革の歩みということで主なものを申し上げますが、昭和56年当時の本庁の行革を第1次行革としてスタートし、第2次行革では、出先機関、現地機関、地方事務所の統廃合を58年から平成元年にかけて行い、現行の10所に統合してきたところであります。第3次行革としては、主に保健所の統合ということで、平成7年から9年まで行ってまいりました。第4次行革としては、平成10年以降、特に本庁の課室の削減を中心に行い、定数削減を初めて目標として掲げ、取り組み始めたところであります。

10ページ目は財政改革推進プログラムということで、財政の危機的な状況を受けて取組を行って、当審議会も、当時、開催をさせていただいて答申をいただいたところでありましたが、経過の一番下にありますように、組織再編原案について議会の同意が得られず、結果的には未実施となっております。当時、一番下にありますが、職員の削減については、大きな削減を引き続き掲げ、実際には計画を上回る目標を達成してきたところであります。

それから11ページが、第5次行革と言っておりますが、今の行政・財政改革方針の前の行財政改革プランに基づいて行政改革を進めてきました。先ほど組織の再編で申し上げましたように、平成20年4月に大きな本庁組織の再編を実施し、現地機関については、平成21年4月に再編を行ってきたところであります。記載の組織改正の内容について、最近の組織の状況でご説明をしたところでありますが、ここでも同様に職員数の削減、目標を掲げ、それを上回る実績を上げてスリム化に取り組んできたところであります。最近の主な動きについては以上であります。

それでは続きまして、資料5で長野県の行政組織等の課題について、説明をさせていただきたいと思っております。まず、1ページをご覧くださいと思います。当審議会に組織改正の検討をお願いするに当たりまして、主な論点となるであろうものを事務局の案として掲載をさせていただいております。諮問の中で行政システム運営上の県として考え方を申し上げましたが、こちらは具体的に組織改正についての考え方をまとめたものであります。

1点目の基本的な考え方ですが、まず1つは、「しあわせ信州創造プラン」の着実

な推進ということで、特に計画は5年間の計画になっておりますが、「未来の信州」ということで、20年後を見据えてこの計画を策定しております。この計画で、中長期的な視点から計画に沿った20年後の信州を見据えてどういう組織にしていくのが良いのかということが1つの論点と思っております。

それから2つ目の基本的な考え方であります。県民の期待に応え、時代の要請に柔軟に対応できる組織体制ということで、特に時代の要請の中で、組織の部局横断的な課題が多く出てきております。こういったものをどうやって解決をしていくかというのが、基本的な考え方の2つ目の論点であります。

それから、わかりやすく簡素で効率的な組織体制ということで、行政に求められる最小の経費で最大の効果を上げていくという大きな目的に沿って、簡素で効率的な部分というのを追求したいと思っております。

それから2点目の主な検討課題であります。こういった基本的な考え方に沿って検討いただければという候補として課題を整理させていただいております。

1つは、知事から諮問の際も申し上げましたが、「しあわせ信州創造プラン」を実現するというので、その実現に向けた施策を推進していくために、企画・調整機能の強化が必要ではないかと思っており、これについて、こういった体制が良いのかご検討いただければというものであります。

それから(2)であります、「未来の信州」を見据えた課題への対応例とあります。2ページ目、裏の面をご覧くださいますと、先ほど5か年計画、「しあわせ信州創造プラン」のパンフレットの中でご説明を申し上げましたが、20年後の姿というところで、私たちがめざす「未来の信州」の姿という整理をさせていただいております。この「未来の信州」の姿を見据えたときに、現行の組織でどういう課題があるだろう、どういう対応が必要だろうかという整理を、1ページ目の(2)のところさせていただきました。

まず、5つの山の世界に貢献する信州というところではありますが、これを受けて、1つ目の丸になりますが、グローバル化の進展などにより地域間競争が激化する中で、分野を超えた付加価値の高い産業を構築することが必要とされていますが、こういったものを進めていくに当たって、現在、商工労働部、観光部、農政部、林務部にまたがっております産業施策全般を統括する機能についての検討をお願いしたいのが1点目であります。

2つ目は、先ほどの「未来の信州」の山の2つ目ではありますが、「豊かな」ライフスタイルを実現する信州というこの実現に向けて、1つ目の課題として、個性的な魅力にあふれた地域の創造、元気で自立的な地域づくりの推進を行っていく必要がありますが、組織としては、地域振興に関連する施策の推進体制についての検討が必要ではないかと思っております。

それから、同じく「豊かな」ライフスタイルの実現のところで、ゆとりある暮らしやすい信州の実現というのをめざしておりますが、これにあわせて、暮らし、県民生活に関連する施策の推進体制の検討が必要ではないかと思っております。

また、この「豊かな」ライフスタイルの中でも、人生を彩る感動との出会いを提供することから、文化芸術やスポーツの振興を充実しようということを掲げておりますが、こういった観点の中で、文化芸術やスポーツ振興施策の推進体制についての検討をお願いできればと思っております。

また、「未来の信州」の山の3つ目になりますが、誰にでも居場所と出番のある信州ということで、一人ひとりに着目した「未来の信州」を描いていますが、この中でも特に少子高齢化が進む中で、「子育て応援先進県」、子育ての応援をする先進県を実現したいということを掲げておりますが、特に子育て支援に関連する施策の推進体制、各部局にまたがっておりますが、そういったものの体制の検討が必要ではないかということです。

それから「未来の信州」を見据えて、健康長寿世界一という中では、健康長寿を継承・発展させる体制について、今のままでいいのかという確認をお願いできればと思っております。

また、5つ目の山の一人ひとりの力を引き出す教育県信州ということについては、教育再生に向けた体制について、現行の体制でいいのかというご確認をお願いしたいと思っております。

このほか(3)になりますけれども、これまで(1)(2)というのは、どちらかというと、部局のあり方を含めた組織体制についてのご検討をお願いするものでありますが、このほかに部局横断的なプロジェクト、先ほど9つのプロジェクトと申し上げましたが、こういったプロジェクトを推進したり、また時限的な、その時々的重要課題を解決していくためには、組織体制としても、部局の割り方とは別に、効率的な組織体制をどうすればいいのか、こういうことについてもご検討いただければと思っております。以上、大きく分けると(1)(2)(3)になりますが、論点として事務局案を提示させていただきました。

続いて3ページをご覧くださいますと、ただいま申し上げました論点のところに出てきました、現状どういったところで対応しているかという整理をさせていただいております。例えば産業を統括する機能が必要ではないかと申し上げましたが、産業は、先ほど若干申し上げましたが、商工労働部、観光部、農政部、林務部などで主に分担しております。

それから地域振興、地域づくりの応援ということを申し上げましたが、これについては、地域振興にかかわるものとして、例えば企画部で地域情報化の推進等を行っておりますし、総務部では、市町村課で、市町村行財政のほか、地域振興、過疎対策といったことを行っております。また観光部では移住・交流、農政部では都市農村交流を各部局でそれぞれの立場から地域振興にかかわる施策を行っております。

また、暮らしに関連する施策ということを申し上げましたが、企画部の中では、人権尊重、男女共同参画のほか、交通安全、消費者施策、それから県民及び民間団体との協働、観光部では、国際交流ですとか、多文化共生、旅券発給など、県民生活の暮らしに密着した部分を各部局で行っております。

それから文化芸術、スポーツについては、文化芸術については、企画部の生活文化課で

行っておりますし、スポーツ関係は、スポーツ振興を教育委員会のスポーツ課で行っているところでもあります。

また、子育て支援に関しては、企画課で少子化対策の取りまとめ、婚活等を行っておりますし、次世代サポート課では子ども・若者の育成支援、それから総務部では、情報公開・私学課というところで私立学校、幼稚園、小学校、中学校、高校等の私立学校の振興を受け持っております。健康福祉部では、児童福祉のほか、保育所、ひとり親、こういったものを行っておりますし、横断的な検討課題については、各部局でこんな形で受け持っているというのを再整理させていただいております。

それから4ページをご覧くださいと思います。4ページは、部局横断的な課題に、現行、どのように対応しているかという例を申し上げさせていただきました。1つは、推進本部として、知事を本部長として本部を設けている例が、子ども若者育成支援推進本部ですとか、野生鳥獣対策本部、こういったものを設けておるものが1つのパターン。

2つ目のパターンは、プロジェクトチームとして、2つ以上の部局に関係する臨時的なものについては、例えば県有財産ファシリティマネジメント推進会議のプロジェクトチームを設置しているところでもあります。

あと既存会議の活用としては、県庁内の企画調整委員会等の各種会議を活用して横断的な調整を行っております。

このほかスタッフ職の配置としては、この4月に配置をいたしました、商工労働参事ということで、部長級の職員を商工労働部長のもとに置き、雇用政策の総合調整を行っております。また、課長級では企画幹という名前で、東日本大震災の被災者への支援等の対応を行ったところでもあります。

5ページ目は、このほか官民協働の組織ということで、県庁だけではなく、例えばジビエですとか、ワインバレーの構想の推進については、県の組織に加えて、民間の団体、ほかの行政機関等を交えた連携を行って、部局横断的な課題に対応しているものもございます。

最後になりますが、47都道府県、さまざまな組織を持っておりますが、47都道府県の比較をさせていただいています。長野県が一番上になりますが、長野県の組織に対応して、47都道府県、どのようになっているかという整理をさせていただいております。

例えば危機管理部門については、先ほど申し上げました危機管理部というところが担当しておりますが、特に部として設けていないところは空欄になっています。何らかの危機管理の組織を立ち上げておりますのが、大体19県ぐらいになっております。

それから企画部門は、私どもは企画部で、企画のほか、県民生活の一部を担っております。県民生活の所管については、私どもは企画部が中心になりますが、ほかの県については、この青で塗っております。例えば北海道ですと、環境生活部、それから青森・岩手も同様の名前と呼んでおりますし、中にはくらし・環境部というような静岡県もございますし、割と環境と生活をセットで行っているところや、特に県民生活部として、愛知県によ

うに、暮らしに着目をして独立の部をつくっているところなどがございます。

それから地域振興を担っているところを黄色で記載をしておりますが、私どもでは総務部の市町村課が主体になっておりますが、ほかの県では、企画系統のところでは地域振興を担っておりますのが、北海道の総合政策部ですとか、秋田・山形の企画振興部のような形で、企画と地域振興とあわせて行っているところが多くなっております。

それから保健福祉部門は、私どもは健康福祉部と言っておりますが、保健福祉部等の名称の違いはありますが、おおむね同じように一体になっているところが現在ほとんどになっております。

環境部門は、先ほど申し上げました生活と一体にやっているところのほか、環境森林部ですとか、環境部として独立をしているところもございます。

産業部門については、私ども、商工労働部、観光部、農政部、林務部が主になりますが、4つに分けているところのほか、一本で産業労働として全体を局にしているようなところもありますし、また農政部と林務部のあり方でも、農林水産部として農政、林務、水産とあわせているところが幾つかあります。

それから建設部門については、主に建設部の名称のほか、土木部、それから県土整備部等の名前ではありますが、おおむね大体同じような形態で行われています。

このほか知事直轄組織、出納部門等ございますが、会計局をあわせると11の部局に長野県の場合になっておまして、ほかの県で言いますと、9とか、10とか、大体10前後の県が多くございますが、県によっては、東京都のように局の中に部という組織を設けて、実際にはもっと細分化をしているところもあります。東京都ですと、部内局を含めると83の組織になっておりますし、県によって同じ部という中にも、部の中に局を設けているところもありまして、一概に部の数だけで比較できるものではありませんが、大体おおむね10前後の部局数となっている県が多くなっています。

(山沢会長)

ありがとうございます。あまり時間がなくなってしまいましたが、30分位時間がありますが、この後、7月31日まではこの会議はございませんので、その間にある程度案が出て、庁内でおつくりになったりすることになるんでしょうから、少し、委員の皆さん、気がついたところをどんどんご質問いただくとありがたいと思います。

細かなところ、良いですか。最後の各都道府県の部局の体制の中で、静岡県というのは農政も林務もない、これはどこで農業政策をやっているんでしょうか。

(関行政改革課長)

静岡県は、7ページの大きな表ですが、経済産業部という大きな部になっています。

(山沢会長)

そこでやっているんですか。

(関行政改革課長)

はい。部の中に局を置いて、商工部門や農政部門、林務部門をつくって、全体で一つ大きな部として行っている状況であります。

(山沢会長)

なるほど。それから、資料5の3ページのところにありますが、検討課題に対して、現在の担当部局の状況というのを出していますが、9つのプロジェクトで分けると、現在の担当部局がどのようになる、重なり具合がどうなるかというのは、表か何かありますか。

(関行政改革課長)

内部では、どこの部局が担当しているというのは用意しているんですが、今日は配付するようになっておりません。次回までにお届けしたいと思います。

(山沢会長)

どうぞ。

(伊藤委員)

資料4の2ページですけれども、建設部は住宅部を併合して今日まで来ていますが、非常に良いことかなと思っております。それで、県営住宅の建設ということについてですけど、まだ県営住宅というのは建設する形でいますか。県営住宅の建設は、地方の自治体においては、なかなか問題があるということが一つ。こういう県営住宅の部門というのは、やはり民間に任せて、そのもの自体に適宜、的確な補助をしていかないはずいかな。教育委員会には、900人余も人員がおり、教員を除くということなんですけれども、教員の大まかな数字、例えば義務教育にかかわる教員だとか、高校の教員の、大まかな数字で結構でございますけれども、教えていただければ。

(関行政改革課長)

よろしいでしょうか。まず1点目の県営住宅の建設についてであります。県営住宅については、現在、新規建設、今までないところに新たにつくるということはしておりません。ただ、老朽化した施設については建て替えをしておりますが、数も今、委員さんおっしゃったように縮小をしながら、特に福祉的な意味合いもあって、必要な県営住宅についてのみ、建て替えをしながら、全体の縮小をしているという状況であります。

それから教員の、先ほど全体の人数については、資料2の5ページになりますが、教育部門で18,000人という数字を申し上げましたが、小中高の内訳については確認して後ほど



答えさせていただきたいと思います。

(山浦委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、この県の組織について、地方自治法で決まっています、県の中でどうしてもできないというような規制というものはどこかにありますか。例えば教育委員会をやめるというのは駄目だとか、そういう国のレベルで決まっていることはありますか。

(関行政改革課長)

いろいろ法規制があります。教育委員会については、現在、教育委員会制度がありまして、これを知事部局で行うことはできません。ただ、事務の一部、例えば文化は補助執行のような形で一部やることはできますが、教育の根幹に関する部分は、基本的に教育委員会制度の中で行うということになっております。

また、ちょっと視点が違うかもしれませんが、以前は、地方自治法上、部の数に縛りがありました。現在は各自治体で自由に決められるようになっておりますので、部局の数については、縛りはございません。

あと、例えば何部を置かなければいけないということもありません。教育委員会制度や、労働委員会制度、議会事務局などは別でなければいけません。そういったところを除くと、知事部局の中については、各県の裁量で決定できるようになっております。

(山浦委員)

はい、すみません、ありがとうございました。

(山沢会長)

質問、どうぞ。

(加藤委員)

総合5か年計画、「しあわせ信州創造プラン」は非常に意欲的で、資料5の1ページ(3)ですけれども、部局横断的なプロジェクトの推進と書いてありますが、なかなか県も縦割り行政と申しますか、非常に多いような感じもします。こういう形でしていった場合に、当然、予算との問題、今後、これからいろいろ検討課題がありますけれども、この組織を変えていきますと、予算とやっぱり連動すると思うんです。この緩急自在、今までどうしても一律に減らしていくというようなのが多いのですが、その場合に、力を入れるところにお金を入れて、なくす、これはもう時代から遅れているのではないかと。思っているところは、思い切って切るとか、そういうお気持ちはあるのかどうか。そこら辺の緩急をつけないと、こういうものは進まないと思いますが、いかがでしょうか。

(関行政改革課長)

県としても、歳出削減に取り組んでおりますが、一律削減ということではなくて、極力、時代の変化に合わせて必要な部分に予算をつけ、不要となったものを削減するという方針でやらせていただいております。今回の計画「しあわせ信州創造プラン」は、まさしく、そのための県としての方向を明らかにしたものだと考えて、現在、取り組んでおります。

(山沢会長)

どうぞ。

(加藤委員)

細かい話ですが、同じ資料5の4ページの鳥獣対策本部と、5ページのジビエとはどういう関連があるのでしょうか。

(関行政改革課長)

4ページの部局横断的な課題の中の野生鳥獣対策本部というのは、県庁の中で今のジビエも含め、野生鳥獣に関する総合的な連絡調整を行っています。例えば農政部の中で農地をどうやって守るかとか、それから観光部でジビエの肉をどうやって売り込んでいくのかも含めて、県庁内の調整を野生鳥獣対策本部で行わせていただき、5ページは、民間の皆さんを含めて、それを売り込んでいく、川上から川下までというようなことに取り組んで、一緒に行っているものであります。

(山沢会長)

ちょっと私も一ついいですか。やはり資料5の1ページの一番下のところ、先ほどちょっと質問もありましたけれども、部局横断的なプロジェクトの推進の組織のあり方のところですけど、イメージとしては、例えば3ページの検討課題が5つあって、5つの分野があって、そこで産業に関する施策なら商工、観光、農政、林務がありますけれども、まさか産業のために産業何とか部というのをつくって、一つにするというわけにはいかないでしょう。1ページの部局横断的なプロジェクトの推進というところで、4ページの庁内組織の課題対応のような形で、何とか本部とか、何とか専門幹とかというのを、例えば産業に関連するところでは、商工、観光、農政、林務を串刺ししたような形で、5か年計画の計画をきちっと理解した上で、それを、実務を落とし込めるような、そういうインストラクターをどこかの部に配置するという、そういうイメージの言葉ですか、1ページの一番下の(3)は。

(関行政改革課長)

今、会長さんからお話があったように、部局横断というのは、どんな組織になっても、必ず出ざるを得ない部分というのはあると思っています。ただ、なるべく横断せずに済むように、現在の社会経済情勢、もしくは県が進めようとしている施策を推進していく中で、くくりやすい組織をまず追求できないかというのが第1点目としてありまして、それがこの検討課題の(1)(2)の中で、できないかと思っています。

ただ、どうしてもそれだけでは全て対応し切れないテーマについては、今、会長さんがおっしゃったように、4ページ、5ページに出てくるような、本部体制がいいのか、もしくはそのほかにスタッフ職の配置がいいのか、他にも何かの形で、組織の形ではない他の手段で補うことを考えられないかというのが、(3)の問題意識であります。

(山沢会長)

全然関係ないですけど、大学も、今、例えば工学部で8学科があつて、土木だとか、電気だとか、やっているんですが、もうそういうものでは対応できないような人を育てなければいけないというのはあつて、そういう場合は、学位プログラムということで、こういう人を育てますという横断的な、各学科横断的な形でこういうのを教えますというようなプログラムをつくるんですね。カリキュラムをつくって、それを教えるんです。その時、各学科から人が出てきて、責任者は1人選ぶんですけど、それを今度は経営陣、役員の我々が、そういうプログラムが横断的に幾つか動いていますから、そこへ特別な予算をつけて、そこを担当する役員もつけて、きちっとコントロールするんですよ。言ってみれば、こちらで言うと、知事及び何人かの人たちがきちっと見るというようなやり方を、今、文部科学省は、教育の部分ではやりなさいと言っています。それを、今、イメージしたとすると、そんなこともできるのかなと思うんですけどね。どんどん問題が複合化していきますから、それにあわせて本当の組織を全部動かしたら、もうきりがないのは間違いないわけですが、その兼ね合い。

(山浦委員)

いろいろ難しい話をお聞きしてきたのですが、あまり議論を狭めてはいけないと思うんですけど、基本的には、課が今までの説明の最小単位で課の新設、改廃というのが一つあると思うんですね。その課をどこの部に今度くくっていくか、こういう課をそのまま入れかえるとか、いろいろなことがある。

もう一つは、横断的なものをやるような組織というものが有り得るかどうかをちょっと想像したわけです。

それで県の組織は、決裁権限のような話は、やはり、これは課長、これは部長、これは副知事、知事のように、きちんとしていらっしゃるんですかね。

(関行政改革課長)

事務処理規則という規則に基づいて、知事の権限、副知事の権限、部長の権限、課長の権限というのが、それぞれ決まっています。

(山沢会長)

これは腰原さんに聞いたほうが良いのかもしれないですけど、部というと、随分、最近は大い部ですよ。1,000人近くいるような、外も合わせると。1人の部長として人間がコントロールできるという最適な、大体マックスというのがあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。人の能力によってでしょうけどね。

(腰原委員)

先ほどもちょっと申し上げたんですが、社会部と衛生部を一つにして、健康福祉部というのを、22年4月からスタートさせたんですが、お医者様といいますか、医師の医療の世界と、福祉の世界といいますか、分けることは、一概にはできないんですけども、非常に幅広くなるんですね。ちょっと組織としては肥大化し過ぎているんじゃないかという声は、あちこちで聞くことはございます。

先ほども申し上げたとおり、土木部と住宅部の統合については、先ほど下條の村長さんからございましたように、今、もう新しく県庁をつくるということは、よほどの事情がない限りないものですから、非常に私は、仕事のボリュームからいっても良かったんじゃないかなと思っております。

したがって、数がどの位だったら1人の部長で掌握できるかというのは、ちょっと一概には言えないような気がします。県の職員さんもなかなか皆さん優秀ですから、その辺のところは、やはり責任を持ってしっかりやっておられるなという気はします。

今回、私なりに申し上げさせてもらいますと、行政組織の問題ですが、これは、このプランに基づいて、これを実現するにはどうすれば良いかって、非常にいい視点、切り口でお話を持っていっていますが、実際には、行政の中にいる人たちでないと、私はもう離れて何年かになりますけれども、なかなか見えにくいんですね。ここにありますように、横断的というのは、課名を幾つか挙げてありますけれども、実際にそこがどういう仕事をやって、どの部分がこうダブるのかというのがなかなかわかりにくいんですね。

したがって、私は、この手法は非常に良い手法でやっていると思いますけれども、ある程度の段階になったら、もっと具体的に行政側から、この部の、この課とこの課は、例えば新しいものをつくってそっちへ持っていきたいんだとか、そういう具合に、ある程度具体的な事例を示していただかないと、今日を入れて4回では、なかなかまとまらないと思うんです。わかりにくい部分が非常に多いですから。そのことを是非お願いできたらなと思っています。

(山浦委員)

確かにこれ、結局、組織横断的ということが結構大きな課題だと私は思っていて、要するにさっき言ったように、縦割り行政じゃなくなるという世界、それを崩そうという世界だと思うんです。ですから、非常に重要だけれども、例えば組織横断的な何とか本部というのをつくってやっても、その本部には恐らく意思決定権がないですね。さっき言ったような権限を各部長が持っていてしまいますから、結局、情報交換会のような、すり合わせみたいな形であって、これでいこうといった本部としての意思決定が多分できないですね。

(織委員)

すみません、質問させてください。今の山浦委員の発言で、ちょっと質問したいなと思ったことがあります。知事部局は、今、11部局ありますが、これは全部対等な関係であって同じ立場でしょうか。各県によっては、総合政策部という名前だったり、総合企画部という名前だったりして、長期的な視点に立って、部局横断するようなイベントや何かを戦略的に組み立てているようなイメージを抱かせるような名称をつけているところもありますが、長野県の場合は、部長会議なり、課長会議であって、この11部局は、全部、対等な横並びの関係ということでよろしいでしょうか。

(関行政改革課長)

先ほど各県の組織をご覧いただきましたけれども、県によっては確かに総合政策と言ったり、あと知事直轄の知事公室とか、知事室とか、知事政策局というような組織をつくっているところがありますが、基本的な県の組織の考え方は、長野県の場合はそうではなくて、対等の関係になっています。

それから、先ほど、伊藤委員からお話のあった小中高校の先生の数を、若干申し上げさせていただきますが、小中の義務の先生で約11,000人、それから高校の先生で4,000人弱です。

(伊藤委員)

小中の先生が、事務職も含めて11,000人ですか。

(関行政改革課長)

これは、教員だけの人数になりまして、小中の教員が11,000人位、それから高校が教員のみで4,000人弱、あと特別支援学校の関係で1,500人位、合計すると16,000人超が教員の数になります。この他、約700人の小中の事務職員、約600人の高校、特別支援学校の事務職員、あと教育委員会事務局を含めると、合計18,000人弱の状況です。

(山沢会長)

ほかにご意見、どうぞ。

(伊藤委員)

よろしいですか、今の組織のことですけれども、あまり細分化してしまうと、例えばマクロ的にいうと、今、農業と言え、商工業であり、観光業であるという非常に密接な関係になっています。それをいたずらに裂いてやるという、例えばこの前もちょっと私自身もあつたんですけれども、ある体育館を建てようと思って、教育委員会に対して言ったら、ここまではここで良いけれども、次はこっちですよと。一つの建物の中で細分化されちゃう、申請の段階で。これは非常に職員も視野が狭くなり、資質向上にもならないと思うんです。そのところで細分化する、部局横断的な考えはこうだということなんです。どうか、あまり細分化するのではなくて、かえって融合化するような組織をとっていかないと、今の変化の激しい時代に適切に適応できない組織になってしまい、それに従事する職員諸君も視野が狭くなってしまいます。一生懸命やってくれるということはよくわかるんですけれども、視野が狭くなってしまいます。

それから、私のところは下伊那郡で13町村あります。1市13町村。トータルで16万人位です。その中に600名を切る村が2つあります。そうすると、校長がもちろんいて、教頭がいる、教務主任がいる。そして、支援の職員もいることになると、生徒の数とスタッフと、どっちが多くなってしまふのかなということで、今、その地でも悩んでおります。これが時代に適応しているかということと、今度は逆に教育の機会均等という名前が出てくるんですけれども、その辺も含めて、17,000人、教育はもちろん基本的な一番大事なことなんですが、加藤さん言われたように、そこで財政が続くのかと、決して県の財政なんていうのは余裕のあるものではないですから。

そういう現実にも目を向けて、そしてバランスよく、この計画なり何なり立てないと、活字にしたり文書にしたりするというのも大変なんですけれども、これまた5か年経ってみて、このうち幾つできたのかなということも問題があるかと思っておりますので、重点項目を赤い字で書くとか、その次には青い字で書くとか、メリハリをつけたものを特にこれからの課題としてやっていかないと、総花的にやって全体がしぼんでしまうというような傾向がある。職員の皆さんは一生懸命やっているという前提で申すわけでございますので、そういうマクロ的な考えもちょっとずつ入れてやっていただきたいなということと、この国も財政規律もまるでガチャガチャになってしまっている。県も財政を見たら、現実も絡めて、今の学校の問題もそうだけれども、これでいいのかという、一般常識でうなずけるようなことも必要じゃないかなと感じておりますので、是非ご検討いただきたいと思っております。

(山沢会長)

まだ5分ぐらいございます。どうぞ。

(大槻委員)

すみません、大槻ですが、教えてほしいんですけども、行政で一番大きな仕事は許認可だと思うんですが、こんなに部がたくさんあり、また課もたくさんあると思いますが、全て許認可に関わる部分なのかどうか、教えていただきたいんですが、よろしくお願ひします。

(関行政改革課長)

許認可のほか、行政も多様な仕事が増えていまして、補助金の執行であったり、それから建設部、農政、林務など、道路、河川、土地改良という直接執行する部分。それから、観光部のように許認可をする権限はありませんが、PRとして外へ訴えていくような部分というように多種多様な形になっております。

(山田委員)

ちょっとよろしいですか。資料4の県の組織図で、健康福祉部は、最近、健康福祉部になったとお聞きしましたけれども、ここに地域福祉課という課が5段目にありますが、その中で、地域ケアの確立、福祉人材の育成等、これ、非常に今日ご出席の腰原社会福祉協議会の会長さんとも関係があると思いますが。この地域ケアの確立というのは、どういうお仕事をされているのでしょうか。この辺は社会福祉協議会もやっていると私も理解しているんですけども、この辺、ちょっと教えていただきたいと思います。

(関行政改革課長)

こちらの地域福祉課というのは、様々な業務がありまして、社会福祉協議会などの関係や、民生児童委員、それから福祉人材の養成など、地域ケアという中には、今の民生児童委員や地域の支え合いといった体制整備のようなことも所管をしております。

(山沢会長)

ほかはございますか、どうぞ。

(中村委員)

ちょっとお聞きしたいんですけど、5か年計画の推進のためという、審議会の内容と、それから基本的な考え方は、資料5審議会においての一番最初における組織改正に当たっての主な論点というところで、基本的な考え方は、その20年後を見据えてという説明もあったんですけども、例えばこの交通政策部門などを組織の中で見ますと、交通政策課というのは、リニアとか、新幹線とか、観光ルート中心のものと、政策の部門の生活交通の確保とか、交通事業の安定などがあると思うんですね。それで例えばリニアの推進振興

室というのは、その課題、検討が決着するとなくなるというか、それはまた違うものに変わっていくんですね。私たちは、今はこういう5か年計画推進のためというので捉えていいんですね。

(関行政改革課長)

今のご質問ですけれども、確かに今回の審議で、20年間、固定的なものをということではなくて、20年後を見据えながら、部局のあり方ということを検討していただいて、その中で課や室で今わかっているもの以外にも出てくるもの、それから逆に、リニアのように課題が解決してなくなるもの、北陸新幹線のように、一定程度、金沢まで開業したら一段落するものというような、課題に応じて毎年の組織再編で変えていく課室のようなものと両方あります。ただ、今回、先ほども山浦委員さんもおっしゃったように、課室のつくり方を見据えて、ではそれをどうくるかというような観点を主に、今後、ご審議いただければと思っております。

(山沢会長)

短い時間でございますけど、一応、予定している時間がそろそろまいりました。色々な意見が出ましたけれど、これをまとめるというのは非常に難しいということでございますけれど、先ほど腰原委員が、内情もかなりおわかりの中で、ある程度、現場の案も出てこないといい、悪いという判断もということもありまして、次の審議会はそこに焦点を絞るというふうな、確か日程を見ていまして、今日は諮問、7月31日は検討となっておりますから、検討するに値する案が色々出されてくるのではないかとということで、本日のこの審議の細かな点はこれで一応終了としたいと思います。

それでは、この後、事務局から連絡事項もございます。よろしく申し上げます。

(事務局)

1回目ということで、なかなか踏み込んだお話も難しい部分もあろうかと思いましたがけれども、ご議論いただきましてありがとうございます。最後に事務的な連絡を3点ほどさせていただきますと思います。

まず1点目はスケジュールの関係でございます。資料でもご説明させていただきましたけれども、次回の第2回目につきましては、7月31日水曜日ですが、午後1時半から、こちらの同じ会場で開催を予定しております。

それから第3回目以降でございますけれども、今のところ、第3回目は9月3日火曜日の午前10時から、それから第4回目は、10月21日の午後1時からということで予定をさせていただきたいと思っております。実際に日時は改めてご通知、ご案内をさせていただきますので、ご予約のほうをよろしくお願いいたします。

2点目でございますけれども、今、会長からもお話がございましたけれども、何分お集



まりいただく回数が限られていたり、あと時間もなかなか十分におとりいただくことが難しかったりもしますので、場合によっては、個別の部分、課題につきまして、私ども担当の方でご意見を伺いにご連絡をとらせていただくようなこともあったり、それから委員の皆様からのご意見はできる限り反映をさせていきたいと考えておりますので、この審議会の場に限らず、お気づきの点がございましたら、どのような形でも結構でございますので、私ども事務局にお寄せをいただければと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから最後、3点目でございますけれども、本日、資料をお持ちいただきましたが、もちろんお持ち帰りいただきご確認いただくものにつきましては、お持ち帰りいただければと思ひますけれども、また次回も同じ資料をご覧いただくこともあろうかと思ひますので、もし置いていっていただいてもよろしいものがあれば、お席に置いていっていただければ、私どものほうで委員さんごとにファイリング保管をさせていただいて、次の審議会の際にはまた同じものを席にご用意させていただきますので、よろしければそのようにご対応いただければと思ひております。

次回の新しい資料につきましては、また事前にお送りをいたしますので、できればそれをお持ちいただき、順次、資料は私どもでつづつ保管をさせていただければと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。私どもからの事務的な連絡は以上でございますけれども、何か全体を通じてお聞きになりたいことはございますか。よろしいでしょうか。

#### 4 閉 会

(事務局)

それでは、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。以上をもちまして、第1回目の審議会を閉会させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。